

弘前市公共施設石綿対策マニュアル

平成30年3月

弘前市

目 的

本マニュアルは弘前市の公共施設の解体及び改修工事において、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づいた石綿飛散防止対策を適性に講じる上で必要な、弘前市の取り組みを定めることにより市民の健康を守り、環境汚染を防止することを目的とする。

第1章 発注時対応マニュアル

1. 石綿含有建材とは

- 1) 吹付け材や成形板等の建材で、石綿が重量の0.1%を超えて含有しているもの。
- 2) 概ね1930年～2004年の間に製造され、発じん性の区分によりレベル1～3の作業区分に分類される。
- 3) 石綿含有建材の識別及び関係法令に基づく手順等については、下記の資料を参考すること。

※資料1. 国土交通省 目で見るアスベスト建材(第2版)

※資料2. 日本建築仕上材工業会HP

※資料3. 厚生労働省 水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き

2. 予算見積時の留意点（施設所管課）

- 1) 予算要求の際には石綿含有建材使用の有無を把握するため、対象施設の建設年度、改修履歴、建設時の設計図書等の確認及び現地目視調査を行う。
施設所管課で調査等の対応が困難な場合は、技術担当課へ依頼する。
- 2) 調査等の結果、石綿含有建材使用の有無が明らかにならなかった場合は、施設所管課が石綿分析業者へ調査を委託する等、その結果を基に予算見積りに反映させ、技術担当課へ周知する。
- 3) レベル1及び2に該当する建材の使用が判明した場合、除去費用が高額となるため、工事の特殊性を勘案した適正な予算見積額を算出する。

3. 設計図書作成時の留意点（技術担当課）（外部委託設計）

- 1) 施設所管課へ対象施設の建設年度、石綿含有建材使用調査または分析調査に係る結果を確認する。
- 2) 施設所管課の調査結果を基に、再度、技術職員2名以上で対象施設の設計図書等の確認及び現地目視調査を行う。
- 3) 外部へ設計を委託する場合、受注者は、技術担当課と共に関係法令に基づき建設時の設計図書等の確認及び現地目視調査を慎重に行い、石綿含有建材使用の有無の確認を行うこと。
また、委託設計業務の成果品(設計書、図面、単価比較表及び数量調書等)は、業務監督職員が根拠となる資料を基に確認を行い、引渡しを受ける。
- 4) 石綿含有建材が使用されている場合、「弘前市石綿含有建材特記仕様書」へ石綿含有建材の種類・使用箇所、除去方法等を正確に記入し、設計図書へ添付する。

※資料4. 弘前市石綿含有建材特記仕様書

4. 施工時の留意点（技術担当課）（外部委託監理）

- 1) 「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」等の関係法令に基づき、適正な施工監理に努める。
- 2) レベル1・2の場合、市は解体作業開始14日前までに青森県中南地域県民局環境管理部へ「特定粉じん排出等作業実施届出書(大気汚染防止法第18条の15第1項)」を提出する。
- 3) レベル1の場合、市は解体作業開始14日前までに受注者が弘前労働基準監督署へ「工事計画届(労働安全衛生法第88条第3項)」を提出しているか確認する。

また、レベル1・2の場合、市は解体作業前までに受注者が弘前労働基準監督署へ「建築物解体等作業届(石綿障害予防規則第5条第1項)」を提出しているか確認する。
- 4) 関係法令に基づき、受注者は下記事項の記録及び工程写真の作成を徹底し、技術担当課はその結果を確認する。
 - ・特別教育の実施(石綿障害予防規則第27条)
 - ・石綿作業主任者の選定(石綿障害予防規則第19条)
 - ・レベルに応じた呼吸用保護具及び保護衣・作業衣の着用(石綿障害予防規則第14条)
 - ・お知らせの掲示(大気汚染防止法施行規則第16条の4)
 - ・レベルに応じた適正な除去方法及び隔離養生・前室設置等
(石綿障害予防規則第6条、大気汚染防止法施行規則第16条の4)
 - ・レベルに応じた湿潤化(石綿障害予防規則第13条第1項)
 - ・作業場の清掃・HEPAフィルター真空掃除機(石綿障害予防規則第30条)
 - ・レベルに応じたこん包・運搬飛散防止
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条、規則第8条の13)
 - ・レベルに応じた廃棄物処理(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- また、受注者は下記事項について厳重に留意すること。
 - ・受注者は、特定工事^{*}に該当するか調査を行うとともに、その結果を発注者に対して書面で説明すること。(大気汚染防止法第18条の17)
 - ・受注者は、石綿等使用の有無を設計図書等の確認及び現地目視調査を行い、その結果を記録しておくこと。(石綿障害予防規則第3条)

また、その結果を直ちに発注者に報告すること。
 - ・機器類等で石綿含有製品の使用が確認された場合には、機器類等からの石綿飛散を防止する方法で解体作業を行うこと。
 - ・解体等作業に伴う散水作業等により発生した汚水については、外部に流出しないように措置を講ずること。
- 5) 受注者から提出された「施工計画書」により、工事着手前に石綿含有建材の種類、使用箇所、施工方法、提出書類等を確認する。
- 6) 仮囲い等設置後、施工計画書による石綿飛散防止対策の不備がないかを現地確認をする。
- 7) 施工中に新たな石綿含有建材が疑われた場合、受注者は直ちに工事を中止し、工事監督職員へ報告し、技術担当課と共に石綿含有建材リスト(資料1・2)等と照合し、必要に応じて石綿分析調査を行い、石綿含有の有無を確認する。

また、設計内容と現状が異なる場合は必要に応じて設計変更を行う。
- 8) 委託監理者は、業務監督職員と相談のうえ、マニュアルに応じた監理を行い、その状況を業務監督職員へ報告する。

※資料5. 厚生労働省 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

※資料6. 環境省 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル

*特定工事とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業

5. その他

- 1)産業廃棄物管理表(マニフェストA・E表)及び工事写真により、適正な施工方法及び処分方法であるかを確認する。
- 2)施設所管課は、石綿含有建材を含む工事の完成図書(産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し、工事写真等)は、工事完成の翌年度より10年間保存する。

6. 分析に関する業者情報

市のHICS(法務契約課様式集)に掲載している入札参加資格者名簿において、「アスベスト等分析調査」に登録されている事業者を参照すること。(名簿は随時更新しております。)

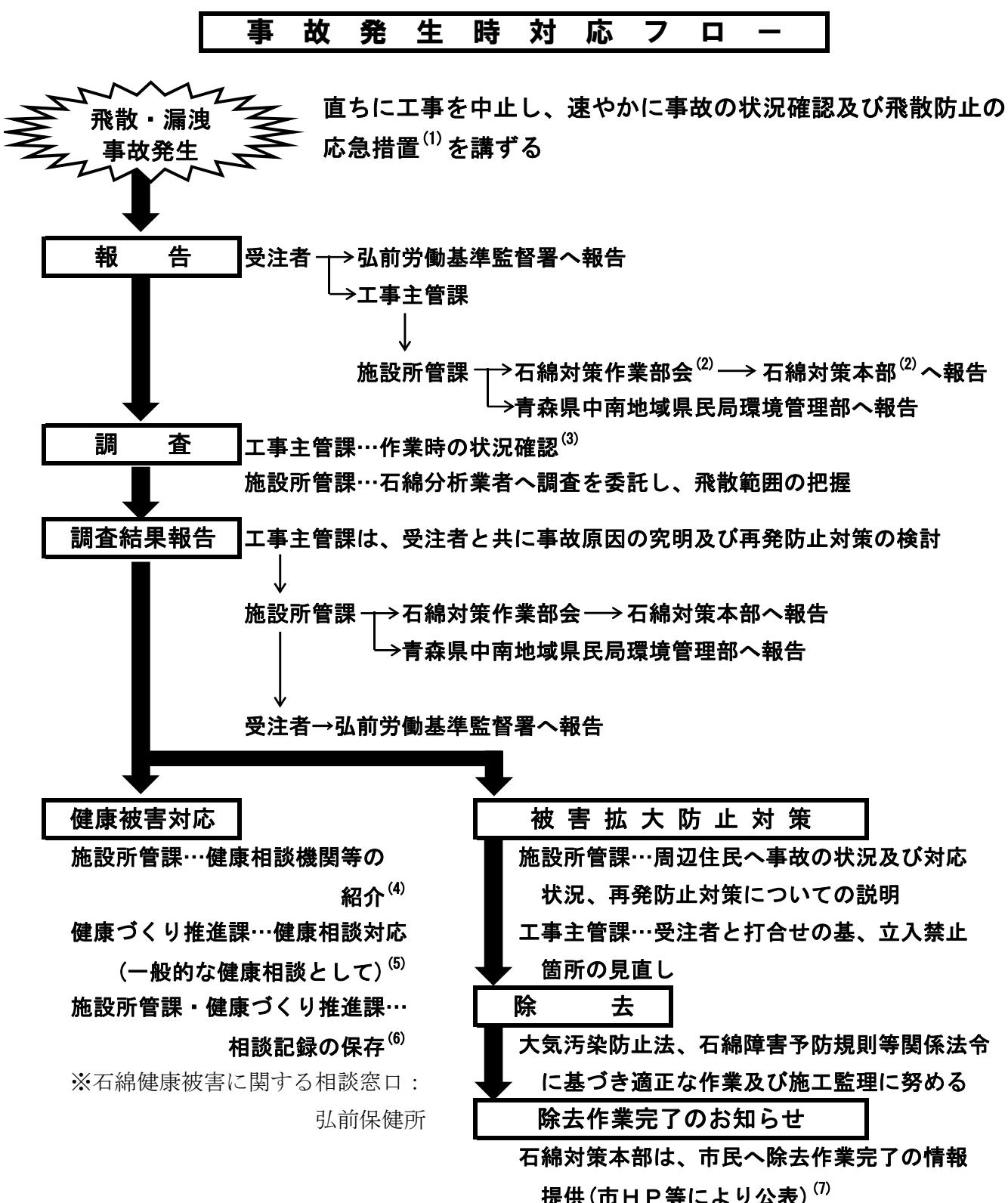
7. 官庁機関連絡先

弘前労働基準監督署	弘前市南富田町5-1	0172-33-6411
青森県中南地域県民局環境管理部	弘前市藏主町4	0172-31-1900
弘前保健所	弘前市下白銀町14-2	0172-33-8521

第2章 事故対応マニュアル

事故とは、以下のケースを想定している。

- 1) 石綿除去等作業中に漏洩・飛散(特定工事の場合の養生の破損、隔離区域からの漏洩、石綿含有成形板等の破損による飛散など)した場合
- 2) 解体等工事中に事前調査で確認できなかった石綿含有建材(レベル1～3)に気付かず、破損・飛散した場合
- 3) 石綿除去等作業終了後に除去等作業中の漏洩・飛散の可能性が判明した場合



(1) 事故の状況確認及び飛散防止の応急措置

- ・事故発生時の状況写真撮影
- ・養生：ビニールシート等によって飛散防止を図る
- ・散水・薬剤散布：水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等を図る
- ・立入禁止：ロープ等によって立入禁止とする

(2) 石綿対策作業部会とは、弘前市公共施設石綿対策推進作業部会

石綿対策本部とは、弘前市公共施設石綿対策推進本部

(3) 作業時の状況確認

- ・発生時期、発生場所等作業時の状況確認
- ・設計図書等の書類確認及び現地調査

(4) 健康相談機関等の紹介

施設所管課は、石綿による健康への影響等に関する相談については、厚生労働省が示す「アスベスト(石綿)に関するQ&A」を基に、保健所、各都道府県産業保健総合支援センターまたは労災病院を相談先として紹介する。

また、日常生活で一定の症状が出てきたときは、上記窓口への相談のほか、最寄りの病院の受診を勧める。

※資料7. 厚生労働省HP

(5) 健康相談対応(一般的な健康相談として)

健康づくり推進課は、一般的な健康相談として石綿による健康への影響等に関する相談を受けた場合は、保健師が相談内容に応じて対応するが、基本的には厚生労働省が示す「アスベスト(石綿)に関するQ&A」を基に、保健所、各都道府県産業保健総合センターまたは労災病院を相談先として紹介する。

また、日常生活で一定の症状が出てきたときは、上記窓口への相談のほか、最寄りの病院の受診を勧める。

(6) 相談記録の保存

施設所管課及び健康づくり推進課は、石綿による健康への影響等に関する相談を受けた場合は「相談受付票」に顛末を記録し、10年間保存する。

※資料8. 相談受付票

(7) 情報提供の内容

- ・石綿の漏洩・飛散の原因、範囲
- ・漏洩個所や分析調査結果
- ・事故発生時の緊急措置の概要
- ・再発防止対策の概要と実施状況
- ・再発防止対策実施後の石綿漏洩監視結果 など